

事務事業	114	新宿りっぱな街路樹運動					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	04	うるおいのあるみどりのまちづくり					
施策	01	みどりと水の豊かなまちづくり					
事業内容							
目的	都市の貴重なみどりである街路樹を再整備し、都市の景観・うるおいを向上させることで、「歩きたくなるまち新宿」の実現を図っていきます。						
対象・手段	区道街路樹について、管理指針を策定し街路樹台帳による継続的な管理を行うとともに、一部路線で区のシンボルになるような街路樹の整備を図ります。区の活動については、国道や都道の管理者にも周知を図り、かつ、沿道の住民等へパンフレットを配布し周知するとともに清掃等の協力が得られるよう道のサポーター制度の拡充を進めます。						
成果(事業が意図する成果)							
都市の貴重なみどりである街路樹の再整備し、都市の景観・うるおいを向上させることで、「歩きたくなるまち新宿」の実現を目指します。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
サポーター数		団体・個人に係わらず、路線単位、場所単位で1団体として換算。			(平成19)年度に		
					(20団体)の水準達成		
					()年度に		
					()の水準達成		
					()年度に		
					()の水準達成		
成果の達成状況							
		単位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備考
事業 成果 指標	目標値1	団体	15.00	16.00	18.00	20.00	(目標値1) 17年度 16団体 18年度 18団体 19年度 20団体
	実績1	団体	16.00	18.00	24.00	32.00	
	= /	%	106.67	112.50	133.33	160.00	
	目標値2		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績2		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成18年度	街路樹カレンダーの設定 街路樹管理指針に基づく剪定等計画策定(平成18年12月18日) 道のサポーター制度(追加6路線) 24路線 新宿グリーンシンボルロード(津の守坂通り、大日本印刷通りの工事完了)						
平成19年度	街路樹管理指針に基づく剪定 60路線 道のサポーター制度(追加8路線) 32路線						

部名称		みどり土木部			課名称		道路課	
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考	
トータルコスト	事業費	千円	0	14,262	51,453	27,449		
	人件費	千円	0	9,172	8,280	8,260		
	事務費	千円	0	0	405	730		
	減価償却費等	千円	0	0	0	0		
	総計 = + + +	千円	0	23,434	60,138	36,439		
	受益者負担	千円	0	0	0	0		
	純計 = -	千円	0	23,434	60,138	36,439		
	受益者負担率 /	%	0.00	0.00	0.00	0.00		
財源内訳	一般財源 = -	千円	0	23,434	60,138	36,439		
	特定財源		0	0	0	0		
	一般財源投入率 /	%	0.00	100.00	100.00	100.00		
職員	常勤職員	人	0.00	1.10	1.00	1.00		
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00		
事業に関する検討課題								
<p>街路樹の取り組みについて、今後も引き続き区民等に周知していくとともに、国道、都道を管理する関係各機関へ協力を求めることが必要です。</p> <p>また、この取り組みに際して必要な落葉期の清掃等について、区民等に協力を求めていくことが必要です。</p>								
評価基準に基づく評価と理由 「3・2・1」の3段階評価です。	達成度	3	計画通り、街路樹管理指針を推進しているほか、道のサポーター制度も、活動が拡大しています。					
	実施の成果	3	街路樹管理指針に基づき、適切な街路樹管理ができていると考えます。					
	効率性	3	都市の景観・うるおいを向上させるために、既存の街路樹を活用することは、効率的です。今後に向けて、台帳整備、指針策定により、総合的な対応と効果の早期発現ができました。					
	行政の関与	3	区道における街路樹の維持管理は区の本来業務であるため、区が積極的に関与していく必要があります。					
	妥当性	3	街路樹管理指針を策定し、これに基づく剪定を行うことは、道路景観ひいては都市景観を向上させることであり、妥当です。					
	施策寄与度	3	この3年間で、路線毎にシンボルになるような街路樹への取り組みが実施され、「みどりと水の豊かなまちづくり」に寄与しています。					
総合評価	平成19年度の評価はBです。街路樹管理指針に基づき、街路樹の適切な維持管理ができたとともに、道のサポーターも着実に増えてきているからです。						B	
	また、過去3年間の実績による評価はBです。街路樹管理指針の策定及び目標樹形に向けた剪定管理を実現できたとともに、区民に対してパンフレットや区広報で区の取り組みを呼びかけ、一定の理解、協力が得られたからです。また、道のサポーターの活動路線も拡大しました。						過年度評価 18年度 B 17年度 B 16年度 B 15年度	
改革方針							方向性	
	平成20年度以降は、第一次実施計画「57新宿りっぱな街路樹運動」に引き継ぎ、新宿のシンボルになる道路空間を整備していきます。						1	
また、枝事業の街路樹管理指針の推進及び道のサポーター等は、経常事業である、「街路樹管理指針の推進」や「道のサポーター制度」に位置付け、事業を継続していきます。						現状のまま継続		
なお、落葉期の清掃等については、日常業務の中でどのような工夫ができるか、検討していきます。								